

するものとす

ハ 地方委員及び書記は、事務局会議に於て推薦し本部長任会議の承認を経て選任し、事務局の任務を担當するものとす

第四條 事務局会議は専門部員を選任することを得

第五條 事務局に左の機関を置く

- 一、事務局会議
- 二、専門部会

イ 事務局会議は、事務局職員を以て組織し毎月一回 日午後 時間会し致すその任務の担任せしむるものとす

ロ 専門部会は大阪聯合会専門部長又は部員の出席を求め毎月一回以上開催しその任務を執行するものとす

第六條 事務局の財政は本部及関係支部の負担とし、その比率は本部規約第九條の意に基く

第七條 事務局職員は、大阪府立労働組合本部の承認を得てその任務を執行するものとす

労働少年三隊規約

第一章 總 則

第一條 本隊は日本労働組合總聯合会労働少年隊と稱す

第二條 本隊は日本労働組合總聯合会大阪聯合会に所屬する少年労働者を以て組織す

第三條 本隊の本部を大阪市北區善根崎新地三丁目二十九番地に置く

第二章 目 的

第四條 本隊は日本労働組合總聯合会の樹立の全盛及び少年労働者の特殊事情に本府と各關連を遂行するを以て目的とし